

随意契約の結果

【令和8年3月分】機構支援業務等

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
シニア住宅等に係る現地管理業務及び募集案内等業務	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 井添 清治 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和8年3月11日	(一財) 高齢者住宅財団 東京都千代田区神田錦町1-2-1	4010005005205	75,624,450円	63,394,478円	83.8%	当該法人は、機構との緊密な連携のもとに、高齢者に配慮した生活関連サービスの提供及び終身年金保険を活用した家賃支払いシステム等を備えたシニア住宅の管理運営を行うために設立された財団法人である。シニア住宅については、同財団と賃借人との間に財団による家賃等の支払い代行その他の事項を定めた運営基本契約を締結し、終身年金保険を活用しながら毎月の家賃等に充てる仕組みであることから、同財団と賃借人との関係は、長期的かつ安定的なものであることが必要とされることである。当該住宅の管理運営等業務については、機構と責任を共有し、シニア住宅の特性を生かした業務を継続的・安定的に実施することが可能であり、また、入居希望者は、同財団と運営基本契約を締結することが条件となっていることから、運営基本契約の内容に関する説明、資格審査等の手続きを一体的に行うことが可能な同財団との間に、会計規程第51条第3項第1号に基づき、随意契約を締結するものである。	-				
【URコミュニティ】UR賃貸住宅給水施設等維持管理業務（高島平団地他24団地）	業務受託者 (株)URコミュニティ 東京北住まいセンター長 吉野 学 東京都豊島区東池袋1-10-1	令和8年3月2日	日本総合住生活（株） 東京都千代田区神田錦町1-9	3010001033375	223,546,103円	223,388,000円	99.9%	本業務は、給水施設維持管理業務である。本業務の実施にあたっては高度な専門性のある技術等を備えている必要があるため、従前から当該業務を実施してきた法人（以下「特定法人」という。）を特定した上で、参加者の有無を確認する公募手続を実施した。公募の結果、期限までに参加意思確認書の提出がなかったため、会計規程第51条第3項第1号に基づき、特定法人と随意契約を行ったものである。	3人				
【URコミュニティ】フルタイムロッカー保守点検業務（板橋ビュータワー他）令和8年度	業務受託者 (株)URコミュニティ 東京北住まいセンター長 吉野 学 東京都豊島区東池袋1-10-1	令和8年3月26日	(株)フルタイムシステム 東京都千代田区岩本町2-10-1	4010001028473	6,547,200円	6,547,200円	100.0%	本業務は、機構賃貸住宅団地内に設置された宅配ボックスの保守管理業務である。当該業者は、当該宅配ボックスのメーカーであり、その構造を熟知し保守情報を最も多く所有しており、故障等を未然に防止するための確実な点検・整備が可能であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
【URコミュニティ】ゴミ貯留排出機の保守管理業務（南大沢学園四番街他5団地）	業務受託者 (株)URコミュニティ 南多摩住まいセンター長 小島 雅人 東京都多摩市水山1-1-5	令和8年3月31日	日本クリーンシステム（株） 大阪府大阪市平野区加美正 院寺1-13-18	1120001022179	2,312,200円	2,312,200円	100.0%	本業務は、機構賃貸住宅団地内に設置されたゴミ収集機械装置の保守管理業務である。当該業者は、常に安全で良好な運転を必要とされることから、業務実施にあたっては、居住者の安全・安心を第一の目的として実施されるべきものである。当該業者は、構造、性能等を熟知した技術者を保有し、突発的な故障に対して迅速な対応が可能であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
【URコミュニティ】ゴミ収集機械装置の保守管理業務委託契約	業務受託者 (株)URコミュニティ 東京南住まいセンター長 馬詰 豊 東京都港区芝1-7-17	令和8年3月19日	新明和工業（株） 兵庫県宝塚市新明和町1-1	7140001082323	2,342,560円	2,342,560円	100.0%	本業務は、機構賃貸住宅団地内に設置されたゴミ収集機械装置の保守管理業務である。当該業者は、常に安全で良好な運転を必要とされることから、業務実施にあたっては、居住者の安全・安心を第一の目的として実施されるべきものである。当該業者は、構造、性能等を熟知した技術者を保有し、突発的な故障に対して迅速な対応が可能であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
【URコミュニティ】南青山三丁目市街地住宅一般清掃業務	業務受託者 (株)URコミュニティ 東京南住まいセンター長 馬詰 豊 東京都港区芝1-7-17	令和8年3月30日	市街地開発（株） 東京都港区北青山3-3-7-101	7010401012990	5,648,280円	5,648,280円	100.0%	本業務は、居住者が負担する共益費により、屋外における作業の他、共用廊下やエレベーター内など居住者の日常生活の場における清掃業務である。当該業務の対象団地は、機構が単独で発注権限を有しない区分所有建物であり、区分所有者と共同管理を行っている。契約相手先は、当該団地の区分所有者の指定である。清掃については、区分所有者指定の業者と一元的に実施することが、費用上も業務上も効率的であり、また居住者サービスにも寄与するものである。今般、区分所有者の意向を斟酌せざるを得ないという状況もあり、業務執行能力も確認できていることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
【URコミュニティ】大森中二丁目市街地住宅一般清掃業務	業務受託者 (株)URコミュニティ 東京南住まいセンター長 馬詰 豊 東京都港区芝1-7-17	令和8年3月30日	佐藤興業（株） 東京都品川区南大井5-20-14	4010701003734	7,436,880円	7,436,880円	100.0%	本業務は、居住者が負担する共益費により、屋外における作業の他、共用廊下やエレベーター内など居住者の日常生活の場における清掃業務である。当該業務の対象団地は、機構が単独で発注権限を有しない区分所有建物であり、区分所有者と共同管理を行っている。契約相手先は、当該団地の区分所有者の指定である。清掃については、区分所有者指定の業者と一元的に実施することが、費用上も業務上も効率的であり、また居住者サービスにも寄与するものである。今般、区分所有者の意向を斟酌せざるを得ないという状況もあり、業務執行能力も確認できていることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。	-				

随意契約の結果

【令和8年3月分】機構支援業務等

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名 及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
【URコミュニティ】UR賃貸住 宅給水施設等維持管理業務（五輪 団地他3団地）	業務受託者 (株)URコミュニティ 北海道住まいセンター長 秋元 恵太 北海道札幌市中央区北3条西3- 1	令和8年3月3日	(株)東急コミュニティー 東京都世田谷区用賀4-1 0-1	4010901008681	16,655,921円	16,394,400円	98.4%	本業務は、給水施設維持管理業務である。本業務の実施にあたっては高度な専門性のある技術等を備えている必要があるため、従前から当該業務を実施してきた法人（以下「特定法人」という。）を特定した上で、参加者の有無を確認する公募手続を実施した。公募の結果、期限までに参加意思確認書の提出がなかったため、会計規程第51条第3項第1号に基づき、特定法人と随意契約を行ったものである。	-				